

令和 3 年

第 7 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和 3 年 8 月 1 7 日

閉会：令和 3 年 8 月 1 7 日

福岡県東峰村議会

令和3年 第7回東峰村議会臨時会

招集年月日 令和3年8月17日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和3年8月17日 9時30分
議長 佐々木 紀嘉
閉会日時及び宣告 令和3年8月17日 9時57分
議長 佐々木 紀嘉

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	○
3番	黒川 隆康	○	4番	高橋 弘展	○
5番	長澤 貞義	○	6番	高倉 寛視	○
7番	大蔵 久徳	○	8番	泉 守	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	副村長	眞田秀樹
教育長	縄田淳一		
総務課長	野寄和秀		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	岩橋俊典		

議員提出議案の題目

発議第 2号	高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会の設置に関する決議案の提出について
	高倉議員の一般質問に関する調査特別委員の選任について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則125条)
4番 高橋弘展議員 5番 長澤貞義議員

第7回 東峰村議会臨時会会議録

令和3年8月17日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和3年 第7回東峰村議会臨時会議事日程

令和3年8月17日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 発議第 2号 高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会の設置に関する
決議案の提出について

日程第 4 高倉議員の一般質問に関する調査特別委員の選任について

開 会	
議 長	おはようございます。 ただ今の出席議員数は、10名です。 定足数に達しておりますので、令和3年第7回東峰村議会臨時会を開会します。 (9時30分)
開 議	
議 長	それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。
日程第1	
議 長	日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、 4番 高橋弘展議員、5番 長澤貞義議員を指名いたします。
日程第2	
議 長	日程第2「会期の決定について」を、議題にします。 本臨時会の会期は、本日8月17日の1日間になりたいと思います。 お諮りいたします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定しました。
日程第3	
議 長	日程第3 発議第2号「高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会の設置に関する決議案の提出について」を、議題といたします。 地方自治法第117条の規定により、高倉寛視議員の退席を求めます。 (6番 高倉寛視議員 退席)
議 長	補足説明を提出者、伊藤均議員に求めます。 9番 伊藤均議員
9 番	発議第2号「高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会の設置に関する決議案の提出について」 説明につきましては、決議議案書朗読をもって代えたいと思います。 発議第2号「高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会の設置に関する決議案の提出について」 上記の議案を別紙のとおり東峰村議会会議規則第14条の規定により提出する。 令和3年8月17日提出、提案者は記載のとおりであります。 提案理由、令和3年6月第6回定例会において、高倉議員の一般質問で「議会運営」及び「プライバシーの侵害」に関する問題が発生しました。このため、この問題に関する調査を行うため調査特別委員会を設置するものです。 名称 高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会 設置の根拠 地方自治法第109条及び東峰村議会委員会条例第6条 目的 令和3年6月定例会における高倉議員の一般質問に関する調査 定員 5名 調査権限 本会議は、地方自治法第100条第1項、第5項及び第10項並びに同法第98条の権限を高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会に委任する。 調査期限 上記特別委員会は、3に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。 調査経費 本調査に関する経費は、10万円以内とする。以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。

	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。 4番 高橋弘展議員</p>
4 番	<p>質問させていただきます。 先日、先般の6月定例会の一般質問において、この高倉議員一般質問されたと思うんですけども、そのとき高倉議員は、村長ご子息が村長私設秘書であること、そして、その村長私設秘書である村長のご子息がSNS、この高倉議員の発言にはFacebookと言われているようですが、その発言されていることについて質問をされていたかと思えます。 そこで、今回この提案理由にあります「議会運営」及び「プライバシーの侵害」という部分ですね。それが質問の、高倉議員がした一般質問のどの部分に当たるのか。そして、その部分がですね、どのように問題なのかを、具体的にご回答願います。 この議案については、議会運営委員会の委員以外の議員には一切何も説明がなく臨時議会が開かれております。どうかご丁寧なご答弁をお願いいたします。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>ただ今の質問に関しましては、提案理由の説明の中にも書いてありますとおりです。 なお、議会運営ということにつきましては、通告書と質問の内容とが齟齬しているというようなことで考えておるところです。 それから、発言におきます個人的なものについてですね、プライバシーの侵害に当たるのではないかというようなこともありました。その中のものについても、それが本当に正当なものなのかということについては、調査を行うということでありませう。 それから、発言の中におきますですね、品位の保持についても、やはり疑義があるということで、同法の132条の規定に沿って調査を行うということでありませう。以上です。</p>
議長	5番 長澤貞義議員
5 番	<p>今、高橋議員の質問の中でプライバシーに関するものは出ましたけど、はっきりした説明はなかったかなと思うんです。 私はですね、百条委員会を特別委員会としてするというのを書いていますので、百条委員会と言いますと、地方自治法の100条ですが、百条委員会というのは地方自治の事務に関する調査ができる、ということを書いていると私は思っております。一般的には行政上の事務についての調査を行うことがほとんどでありますよね。 総務省の調べた過去10年の全国自治体議会が設置した百条委員会についての、設置した理由ですね、これの中に、10年間の中ではですね、議員の一般質問の内容についてを理由とするものはなかったんですね。 一議員の一般質問の内容に関する百条委員会設置はふさわしくはない。拡大解釈、権利の乱用へ繋がると、私は判断しています。地方自治法にも違反しているのではないかと思います。いかがですか。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9 番	<p>少しお間違いになっておられるのかなと思います。 百条委員会を設置するということは、一言もこの中にも書いておりませうし、しておりませう。 ただ、調査権限としては、この地方自治法第100条が、ここに書いております、中で必要だと。 だから、調査権限としてのものをやるだけであって、ここに書いてありますとおり、</p>

	調査特別委員会を設置するということですので、百条委員会というようなことのものの質問は当たらないと思います。以上です。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	先ほどの伊藤議員に反論する形で述べさせていただくと、調査権限に地方自治法100条に該当する項目を言われておりますので、ほぼ百条委員会と同じとみなして問題がないかと思えます。 100条の権利を有してこの委員会が開催されるということは、もはや百条委員会であります。 さて、先ほどプライバシーの侵害と言われておりましたが、高倉議員が一般質問されたこの内容に関して、誰に対するプライバシーの侵害なのか、そして、誰がプライバシーの侵害と主張されているのか、お尋ねします。
議長	9番 伊藤均議員
9番	そのものを調べるために、この調査委員会を開催すると、設置するということですので、中身については今から調査をしていかなければ、お答えできることはないかと思えます。 その後、調査終了後に報告をするということでもあります。
議長	5番 長澤貞義議員
5番	調査委員会と謳っておりますが、中身は百条委員会だと思うんですね。 これは、やっぱりプライバシーの侵害があったかどうかを判断するのでしょうか、法的根拠とか、どこまでがプライバシーに関するものなのか、そういう法的根拠とか判断ですね、これは、どういうふうにして行われていくのでしょうか。
議長	9番 伊藤均議員
9番	ここにあります100条については、正確かつ確実な調査を行うために、この文言を入れておるところであります。あとはここに記載のとおりです。
議長	4番 高橋弘展議員
4番	実際にこのプライバシーの侵害というふうな部分を、もうこの提案理由に述べられているので、おそらくこの高倉議員の一般質問のどこかにプライバシーの侵害に当たるという部分の確証があって、この議案を出されているかと思えます。 ですので、このプライバシーの侵害が一体何なのか、どこに当たるのか、どういう意味合いでこのプライバシーの侵害に当たるかもしれないと言われているのか、そこが明確でなければ、この議案の提出理由としては非常に曖昧なもので、何のためにこの委員会を開くか、今よく分かりません。 今回、この高倉議員が発言された内容に関しては、議事録を読む限りは、私生活に関するものではないということが明らかになるのではないのでしょうか。 まずもって村長私設秘書であることは公人に値すること、そして、村長の問題についても論じられているような内容であったこと、総称すると、これは、やはり公的な発言と捉えてもおかしくはないのではないのでしょうか。 そのことから、村長私設秘書である村長ご子息は公人、公的な発言をしているとも言えますので、プライバシーの侵害には当たらないということは、この高倉議員の発言の中からは明らかではないのでしょうか。 今回の提案理由においては、プライバシーの侵害ということが明確に記載をされています。村長私設秘書の村政に対する発言に、プライバシーの権利があるか、その理由、権利があるという理由を明確にお答えいただきたいと思えます。
議長	9番 伊藤均議員
9番	先ほどから申しますとおり、これが本当にどうなのかということを調査するためにやることでありまして、今それを答えるということは全く、この調査をするというこ

	とに関わってくる問題ですので、今発言するようなことではないかと思えます。ですから、このとおり、議案書のとおりということでもあります。以上です。
議長	5番 長澤貞義議員
5番	<p>調査委員会ということでございますが、この高倉議員の一般質問は、村長の私設秘書に関する文書だと思うんですね。これを一般質問に上げて、ちょっと読み上げたということです。</p> <p>ですので、これは、村長のご息が高倉議員に対して、プライバシーの侵害だという裁判でも起こすのが、私は、これは妥当だと思うんです。個人的な私設秘書に対しての発言ですので、ご息が高倉議員に対してプライバシーの裁判を起こすのであれば、これは妥当だと思います。</p> <p>であるので、東峰村議会が、それを調査をするというのは、ちょっと私は違うんじゃないかと思えますが、その判断はどうですか。</p>
議長	9番 伊藤均議員
9番	ご質問ということですけども、先ほどお答えしたとおりであります。他にはありません。
議長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>4番 高橋弘展議員</p>
4番	<p>反対の立場から討論させていただきます。</p> <p>まずもってプライバシーの侵害ということの法的根拠、そして、何がプライバシーの侵害に当たるのか、誰がプライバシーの侵害と主張されているのか、ということが全く明らかでないままに、この案件をプライバシーの侵害という問題にしてしまっております。</p> <p>プライバシーの侵害とは、私的なこと、あるいは私生活が公開されることにあり、高倉議員が一般質問で読み上げた内容は、村長私設秘書業務と明言されていることや村政についての考えを各所で言及されているものと受け止められます。</p> <p>SNSの公開範囲、いわゆるこの文書、投稿を見れる方が限定的であったにしろ、村長私設秘書としての発言に外ならず、私的な発言でないことは明らかです。</p> <p>その上で法的根拠が明確でないまま、そもそも行政の事務を調査するための地方自治法の100条の権限を有した委員会を立ち上げて、議員の一般質問を調査するのは、議員の言論の自由を奪うものに外なりません。</p> <p>また、この内容の出どころを問うようなことがあれば、村民の議会への不信は高まり、誰も議員への提案、意見や情報提供は今後起きなくなることでしょう。</p> <p>本来この地方自治法100条を有した委員会を設置するのであれば、「村長私設秘書の発言及び村長の責任について」ではないでしょうか。</p> <p>昨年から続くコロナ禍において、近日中にも発することが予定されている緊急事態宣言、そして、先週から続く豪雨に対し、村民の皆様も様々な不安感が高まっていることだと思います。</p> <p>議会としては、その多くの村民の皆様からのご意見を政策としてまとめ提言すること、そして、日々の行政の監視機能を高めていくことが本来の仕事ではないでしょうか。</p> <p>この案件に対し、設置目的、提案理由に到底理解できないことから、反対いたします。</p>
議長	賛成討論はありませんか。

	8番 泉 守議員
8 番	<p>日程第3 発議第2号についての賛成の立場で討論を行います。</p> <p>高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会の設置に関する決議案の提出についてでございますが、良いか悪いか、今ここで判断することはなかなか難しいと。そういった立場から、この件についてはですね、どのようにあったのかと調査をする。調査をすることであってですね、その報告は、また追って分かることでございますので、調査委員会の問題でございますので、私は、こういったことにつきましては、賛成の立場から討論を行います。以上です。</p>
議 長	<p>他に、討論はありませんか。</p> <p>5番 長澤貞義議員</p>
5 番	<p>私は、反対の討論をいたします。</p> <p>先ほども申し上げましたように、これは村長とご子息の個人的に設置した私設秘書の問題でありますので、高倉議員がそのことに対して発言をしたのであり、このことに関して、議会がそれに踏み込んで調査委員会を立ち上げるということ自体が、ちょっと私は腑に落ちないと思います。</p> <p>そして、東峰村議会が1人の議員をですね、自分たちの意にならないからといじめるような形で、この委員会を</p>
議 長	<p>長澤議員、その言葉は不穏当な発言ですので、その言葉を訂正してください。</p>
5 番	<p>分かりました。</p> <p>だから、自分たちの意のままにならないからとですね、このような委員会を設置するべきではないと思い、私は反対いたします。</p>
議 長	<p>長澤議員の先ほどの討論において、不穏当な発言があったと思いますので、調査をし、それがあれば是正をいたします。</p> <p>3番 黒川隆康議員</p>
3 番	<p>私は、賛成の立場から討論いたしたいと思います。</p> <p>そもそもですね、このプライバシーの侵害問題については、ご本人からですね、調査をしてくださいと、調査をしてくれというような要望もありました。そういうことも含めてですね、この調査委員会を立ち上げることに對しては、私も賛成であります。以上です。</p>
議 長	<p>他に、討論はありませんか。</p> <p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>これより採決します。</p> <p>発議第2号「高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会の設置に関する決議案の提出について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
議 長	<p>暫時休憩しますので、ちょっとそのままお待ちください。</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 「高倉議員の一般質問に関する調査特別委員会」の委員の選任をこれから行います。</p> <p>選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、ただ今お手元にお配りいたしました名簿のとおり指名したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p>

	(「異議あり」の声あり)
議長	異議ありがありましたので、挙手によって採決をいたします。 (「議長、議事進行。」の声あり)
議長	挙手によって採決をいたします。 (「議長、議事進行。」の声あり)
議長	答えるあれがありません。 (「議長、議事進行。」の声あり)
議長	議事進行でも議長として答える位置にありませんので、これより採決を行います。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	賛成多数と認めます。 よって、本案は、原案どおり選任することに決定をいたしました。 暫時休憩します。 (6番 高倉寛視議員 入室)
議長	以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、令和3年第7回東峰村議会臨時会を閉会いたします。 (9時57分)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 議長 議員 議員